

秋田市再生可能エネルギー関連企業進出意向調査業務委託仕様書

1 委託業務名

秋田市再生可能エネルギー関連企業進出意向調査業務委託

2 事業の目的

本市では新エネルギービジョンにおいて、「新エネルギー関連産業の集積地づくりとクリーンエネルギーの地産池活の実現」を基本理念とし、風力発電関連や次世代エネルギー関連企業等の誘致に取り組むこととしている。

また、本県沖では洋上風力発電の事業計画が先進的に進められており、関連する再エネ発電事業者の進出や同事業から生み出されるクリーン電力を必要とする、水素・アンモニア・合成燃料製造等の再エネ関連企業の進出が期待される。

本業務は、こうした情勢を捉え、首都圏等の再生可能エネルギー関連企業への意向調査を行い、本市との親和性の高い有望企業を抽出し、戦略的かつ効率的に企業立地の促進を図ることを目的とする。

3 業務の委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月17日（月）まで

4 業務内容

(1) アンケート調査の設計・実施

ア 調査対象企業

本業務の対象企業は、次の(ア)～(エ)に該当する首都圏等の企業約1,300社とし、かつ、本市の再生可能エネルギーを活用した事業展開が見込まれ、安定的な成長と雇用機会の創出が期待される次の業種に該当する企業とする。なお、受託者が、アンケートを実施する上で必要となる基本情報を収集し、対象企業リストを作成すること。

また、アンケートの際に、本市から直接連絡する可能性がある旨記載すること。

(ア) 発電事業関連

風力発電事業・部品製造、太陽光発電事業・部品製造、バイオマス発電事業・部品製造、蓄電池関連機器製造を行う事業者

(イ) 次世代エネルギー関連

次世代エネルギーである水素・アンモニア・合成燃料の製造、供給なら
びに同エネルギーを使用する事業者

(ウ) 脱炭素関連

CCS関連事業（輸送・掘削等）、ブルーカーボン関連事業者

(エ) その他

- ・事業活動で消費するエネルギーを100%再生可能エネルギーで調達す
ることを目指すRE100参加企業
- ・秋田市新エネルギービジョンに資する関連事業者
- ・再生可能エネルギー関連および脱炭素製造事業に関連するサービス業を
行う事業者

イ 調査対象地域

原則として、首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）を対象地域と
するが、調査目的等を勘案の上、必要かつ効果的と考える地域を加えて提案
することができ、市と受託者が協議の上、決定する。

ウ 設問内容

調査目的等を勘案の上、必要かつ効果的と考える設問を提案すること。

なお、全体的な設問数は、10~20問程度とし、最終的な設問内容について
は、市と受託者が協議の上、決定する。

エ 手法

受託者の提案により、郵送、メール、WEBなど、調査対象に応じて効果
的な手法で、回収率向上のための工夫をして実施すること。

調査依頼の作成、印刷、封筒の準備、封入作業等、郵送に必要な手続き、
その他調査に要した経費は当初の契約金額に含まれるものとする。

(2) アンケート結果の集計・分析

(1)で得た各企業の回答内容を集計し、再エネ関連の首都圏企業等の地方進
出に関する意向について、総合的な分析を行うとともに、本市と打合せを行い、
優先順位を付け、有望な上位30社程度を営業先とする企業リストを作成するこ
と。その際、本市の再エネを活用した事業展開に取り組む意欲や本市進出の実
現性、有力企業、成長企業であるか、新拠点設置等の投資意欲が高いかなどを
考慮すること。ただし、原則として受託者のグループ企業を除くこととする。

また、リストには窓口となる担当者等の情報を記載すること。

(3) マッチング訪問

ア 企業訪問のアポイントメントの取得

(2)で作成した営業先リストの企業に対しアポイントメントを取得することとし、訪問企業数は5件以上とする。なお、アポイントメントが取得できなかった場合でも、必ずその経過について記録を残すこと。

イ 企業情報調査レポートの作成

アポイントメントを取得した企業の地方進出意欲、設備投資、研究開発課題等に関する情報収集を行った上で、本市へ進出可能性が高い企業について調査レポートを作成する。なお、調査レポートの作成にあたっては、進出や連携の可能性が高いと判断した根拠を明確にすること。

ウ 企業訪問

(ア) 本市担当者（新エネルギー産業推進室職員、東京事務所職員）とともに、企業を訪問すること。訪問する企業数は、原則として受託者が企画提案した際に提案した企業数とする。

(イ) 企業に対し、本市担当者が次に掲げる事項を説明する。

- ・ 訪問主旨
- ・ 秋田市における再エネ導入状況、導入見込み
- ・ 秋田市の企業立地環境

(ウ) 受託者は主にファシリテーター（調整者）として同席し、本市担当者とともに、企業の持つ興味等を確認すること。

(エ) 訪問時の記録（要旨・要点）は受託者が作成する。

(オ) 訪問時において企業から資料等を要求された場合は、本市担当者が対応する。

エ 誘致施策の提案等

アンケート結果や企業訪問の結果をもとに、課題やニーズを整理し、本市への進出に向けた具体的な誘致施策を提案すること。なお、作成にあたっては、資金面（補助制度、税制優遇等）、ハード面（用地やインフラ関係等）、ソフト面（行政の支援、高等教育機関との連携、人材育成等）など、様々な角度から検証すること。

(4) 業務報告書の作成

(1)～(3)までの業務実績をとりまとめ、業務報告書を作成すること。

(5) 補助金制度利用ガイドの作成

本市へ立地した際に活用できる国、県、市等の再生可能エネルギー関連の補助金や融資制度の要件等を整理し、利用対象や利用可能額などを簡潔に明示す

る資料を作成すること。詳細については、市と受託者が協議の上、決定する。

(6) 打合せ協議

受託者は、業務の実施内容の調整や進捗状況の共有のため、定期的な打合せを実施すること（オンライン会議も可とする。）。

打合せを行った際は、速やかに議事録を作成し、提出・保管すること。

5 成果品

本業務完了後、受託者は直ちに以下の書類を市に提出し、検査を受けることとする。

- (1) 再生可能エネルギー関連企業進出意向調査業務報告書 A4版カラー印刷 10部
- (2) 補助金制度利用ガイド 100部
- (3) 電子データ（CD-R焼付等） 2式

【納品場所】秋田市産業振興部新エネルギー産業推進室

〒010-8560 秋田県秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所本庁舎3階

6 著作権の譲渡等

(1) 著作権の譲渡

成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該成果物の引渡し時に市に譲渡する。

なお、譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(2) 関係者に係る著作権譲渡

前項に関し、次のいずれかの者（以下、「関係者」という。）に成果物に係る著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。

ア 受託者の従業員

イ 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

ウ 著作物の購入先の法人又は個人

(3) 公表

成果物が著作物に該当する場合において、受託者（前項に該当する場合にあつては、関係者を含む。以下同じ。）は、市が当該成果物の内容を自由に公表

することを無条件に同意する。また、市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

(4) 内容の改変

受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(5) 著作者人格権の不行使

受託者および関係者は、前(3)又は(4)に該当する場合、市および市が許諾する者に対して、著作物人格権を行使しないものとする。

(6) 著作物、人物の許諾等

成果物の制作に際して、他の著作物および人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含まれるものとする。

7 個人情報保護にかかる遵守事項

受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託について

ア 受託者は、業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、受託業務の一部を再委託することができるが、その場合は書面により市の承認を受けること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

9 その他

- (1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、定めるものとする。
- (4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。
- (5) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。